



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

2014年12月(第33号)

今年も残りわずかとなりました。2014年は皆様にとってどんな年でしたか。「事務所だより12月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問合わせください。

この号の内容

- 1 労働基準法上の管理監督者とは？
- 2 高額療養費制度の医療費限度額が見直されます
- 3 便利な年金相談サービス
- 4 当事務所から

労働基準法上の管理監督者とは？

「管理職だから残業手当は必要ない」とよく言われることですが、会社内で管理職としての地位にある社員でも、労働基準法上の「管理監督者」にあてはまらないことがあります。権限も与えられず、相応の待遇もないまま肩書きだけを「課長」にしたからといって、残業手当を支払わないでよいことにはなりません。「管理監督者」は法律上の労働時間等の制限を受けませんが、管理監督者に当てはまるかどうかは役職名ではなく、その社員の職務内容、責任と権限、勤務態様、待遇を踏まえて実態により判断します。今回は「管理監督者」に当てはまるための条件をご紹介します。

■ 経営者と一体的な立場で仕事をしている

経営者から管理監督、指揮命令にかかる一定の権限を委ねられている必要があります。「課長」「リーダー」といった肩書きであっても、自らの裁量で行使できる権限が少なく、多くの事案について上司に決済を仰ぐ必要があったり、上司の命令を部下に伝達するに過ぎないような場合は「管理監督者」には含まれません。

■ 出社、退社や勤務時間について厳格な制限を受けていない

時を選ばず経営上の判断や対応を求められることがあることから、管理監督者の出退勤時間は厳密に決めることはできません。遅刻や早退をしたら、給料や賞与が減らされるような場合は管理監督者とは言えません。

■ その地位にふさわしい待遇がなされている

その職務の重要性から、地位、給料その他の待遇において一般社員と比較して相応の待遇がなされていることが必要です。

上記に当てはまらない人は、社内で管理職とされていても残業手当や休日出勤手当が必要です。社内の管理監督者について今一度確認してみましょう。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/kanri.pdf>

高額療養費制度の医療費限度額が見直されます

健康保険では加入者やその扶養家族が医療機関に支払う一部負担金（自己負担額）について自己負担限度額が設けられています。1ヶ月の負担額や同一世帯の合計負担額が高額になったり、高額を負担を負った月が何ヶ月も生じた時は、自己負担限度額を超えた額が「高額療養費」として払い戻されます。

この自己負担限度額が平成27年1月1日から所得に応じて見直されることになりました。

自己負担限度額は70歳未満の一般所得者（標準報酬月額が28万円以上53万円未満の方）では

80,100円 + (医療費の10割 - 267,000円) × 1%

で計算された額となりますが、さらに高所得者については自己負担限度額が引き上げられ、低所得者については引き下げられました。

【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000068630.pdf>



便利な年金相談サービス

日本年金機構では、被保険者の皆様向けに様々な年金相談に関するサービスを提供しています。ぜひご利用ください。

- ①ねんきんネット：インターネットによるサービスです。あらかじめ登録するとご自宅のパソコンでいつでも年金記録を確認できます。
- ②ねんきんダイヤル：電話による相談サービスです。（0570-05-1165）
- ③窓口での年金相談：「年金事務所」・「街角の年金相談センター」で受け付けています。

当事務所から



事務所日より12月号はいかがでしょう。

まもなく新しい年を迎えます。今年もたくさんの方との出会いがあり、ご縁が広がりました。来年もどんな出会いがあるのか楽しみです。

2015年が皆様にとって幸多き年となりますよう祈念しております。どうぞよいお年をお迎えください。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 1209号

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-3354

(部屋番号とFAX番号が変更になりました)

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美